

業務委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 (仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点工事監理業務委託

2. 業務場所 羽咋市川原町 地内

3. 履行期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

4. 業務委託料 ￥ 〇〇〇, 〇〇〇-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇, 〇〇〇-)

5. 契約保証金 納付免除

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて本契約書の上記条件のほか、羽咋市財務規則(昭和40年羽咋市規則第6号)、羽咋市業務委託契約約款、特約事項及び仕様書によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

受注者

羽咋市業務委託契約約款

特約事項

- 第1条第1項の「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）」を「設計図書（仕様書、並びに、（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計・運営事業基本協定書第2条に定める「提案書類」、「募集要項」、「要求水準書」及びこれらに対する質問回答をいう。以下同じ。）」に変更する。
- 第1条第11項の「日本国の裁判所」を「日本国の金沢地方裁判所」に変更する。
- 第3条第4項の「業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。」を「受注者は、業務工程表に沿った業務を遂行するよう最大限の努力をするものとする。」に変更する。
- 第3条第5項に次の条文を入れる。

「発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、業務工程表の内容について協議をすることができる。」
- 第18条第1項第1号の「図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」を「設計図書」に変更する。
- 第25条の2に次の条文を入れる。

「(モニタリングによる措置)
第25条の2 発注者は、要求水準書に定めるモニタリングの結果、受注者が実施する業務の水準が発注者の要求水準を満たしていないことが判明したときは、受注者に対して是正又は改善の勧告、未達の程度に応じた業務委託料の減額その他の措置を講じることができ、受注者は発注者が講じる措置に従わなければならない。受注者が是正又は改善等をしたことにより生じた費用は受注者の負担とする。」
- 第28条第3項本文の「業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。」を「受注者は、業務を行うにつき生じた騒音、振動、粉塵、臭気、反射光、地下水の断絶その他の事由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならない。」に変更する。
- 第28条第3項但書を削除する。
- 第28条第4項本文の「第1項及び第2項に規定する場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。」を「第1項及び第2項に規定する場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合において、受注者はその処理解決に当たるものとする。」に変更する。

➤ 第 48 条の 2 に次の条文を入れる。

「(物価変動による業務委託料の改定)

第 48 条の 2 物価変動が一定程度を超えて下降又は下落したときは、別紙により業務委託料の改定を行う。」